

## 口座開設アプリからの投資信託口座の開設に関する特約事項

### 1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、お客さま（以下「申込者」といいます。）が「十六銀行口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」といいます。）から開設した株式会社十六銀行（以下「当行」といいます。）の振替決済口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、証券取引約款集（投資信託・公共債）に記載の「証券取引基本約款」「投資信託振替決済口座管理約款」「累積投資約款」「投資信託定期定額購入サービスの取扱約款」「特定口座約款」（以下「各種投資信託規定」といいます。）の一部を構成するとともに各種投資信託規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。
- (3) 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種投資信託規定に従います。

### 2. お申込みの条件

- (1) 個人番号カードまたは運転免許証および個人番号に関する通知カードをお持ちで日本国内に居住する 20 歳以上 70 歳未満の個人の申込者が口座開設アプリから振替決済口座の開設をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方は口座開設アプリからはお申込みいただけません。
  - ① 当行に普通預金口座をお持ちでない方
  - ② 運転免許証記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
  - ③ 運転免許証の有効期限が切れている方
  - ④ 運転免許証の氏名にアルファベットが含まれる方
  - ⑤ 個人番号に関する個人番号カードまたは通知カードに記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
  - ⑥ 個人番号カードの有効期限が切れている方
  - ⑦ 個人番号カードまたは通知カードの氏名にアルファベットが含まれる方
  - ⑧ 事業でお使いになる目的の方（屋号が付く名義等）
  - ⑨ 成年後見制度をご利用の方
  - ⑩ 日本国外に居住されている方
  - ⑪ 税務上の居住地が日本のみでない方
  - ⑫ 米国人等に該当する方（米国民（米国籍保有者）、米国永住権保有者、米国居住者）
  - ⑬ 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族
- (2) インターネットバンキング（Jダイレクト）が同時申込みとなります。

### 3. 口座の利用開始

- (1) 口座開設アプリからのお申込みされた当行の振替決済口座（以下「本口座」といいます。）は、お申込受付後に当行から送付する「申込受付のご案内」を申込者が受領したことを当行が確認できた後に、当行で本口座の開設手続きが完了してから利用できます。
- (2) 投資信託口座の開設手続きが完了しますと、申込者の届出住所へ「口座開設のご案内」を送付いたします。
- (3) 非課税口座（NISA 口座）の開設手続きが完了しますと、申込者の届出住所へ郵便にて「少額投資非課税口座（NISA 口座）開設のご案内」を送付いたします。なお、こちらの送付は口座開設アプリから本口座の開設をお申し込みいただいた後、3～4 週間を要します。

#### 4. 口座開設の取り消し・解約等

- (1) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
- ① 申込者が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が申込者の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
  - ② 本口座の申込者が投資信託振替決済口座管理約款第 16 条第 1 項②以降に該当した場合
  - ③ 本口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 本口座が、相当の期間、本口座の申込者による利用がない場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (3) 前 2 項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
- ① 本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反した場合
  - ② 当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合
  - ③ 住所・連絡先変更の届出を怠る等、申込者の責に帰すべき事由により、当行において申込者の所在が不明となった場合
  - ④ 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
  - ⑤ 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (4) 前 3 項に基づき行った本口座の投資信託取引の停止、本口座の解約によって申込者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、申込者はその損害額を支払うものとします。

#### 5. 通知等

届出のあった住所、氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、本口座の開設前に佐川急便株式会社の受取人確認サポートを利用して発送する「申込受付のご案内」を除きます。

#### 6. 本特約の内容変更等

- (1) 本特約の項目は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行WEBページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上  
(2020年11月30日現在)